

平成 年 月 日

株式会社ジェイ・モーゲージバンク 御中

長期固定金利型住宅ローン（機構買取型）金利引継特約付き  
【フラット35】の特徴及び取次業務の委任について

下記の住宅ローンの特徴について了承の上、この住宅ローンを利用します。  
(それぞれご本人様にご署名ください)

|      |    |
|------|----|
| お申込人 | 実印 |
|------|----|

|       |    |
|-------|----|
| 連帯債務者 | 実印 |
|-------|----|

1. 【フラット35】の長期固定金利型住宅ローン（機構買取型）の特徴について

この住宅ローンは、住宅金融支援機構がお客さまのご利用になる住宅ローン債権を金融機関から譲り受け、証券化することで実現した長期固定金利の住宅ローンです。

ご利用にあたり、次の(1)から(9)までの住宅ローンの特徴をご確認ください。

- (1) この住宅ローンの融資金利については、借入申込時の金利が適用されるのではなく、金銭消費貸借契約時（資金交付時）の金利が適用されます。
- (2) この住宅ローンは、返済期間（20年以下又は21年以上）、融資率（9割以下又は9割超）及び加入する団体信用生命保険の種類等に応じて異なる融資金利が適用されます。  
なお、返済が終了するまでの間に、脱退年齢（80歳）に達して団体信用生命保険から脱退する場合、新3大疾病付機構団信の加入者が75歳に達して3大疾病・介護の保障が終了する場合等、団体信用生命保険の保障が終了し、又は保障内容に異動が生じた場合でも金利は変更されません。
- (3) 住宅ローン債権は資金交付と同時に住宅金融支援機構に譲渡され、住宅金融支援機構は譲り受けた住宅ローン債権を信託会社等に信託することができるものとします。
- (4) 住宅ローン債権を住宅金融支援機構に譲渡した後も、融資金利、返済期間等の融資条件及び元利金のご返済、各種届出、返済相談等の手続を行う金融機関は変わりません。
- (5) 融資金を繰り上げてご返済するときは、ご返済する日の1か月前までに金融機関にお申し出ください。また、融資金の一部を繰り上げてご返済するときは、繰り上げて返済する額（元金）は100万円以上で、繰り上げて返済する日は毎月の返済日となります。  
※「住・My Note」（ご返済中のお客さま向けのインターネットサービス）で一部繰上返済の申込みを行う場合、ご返済できる金額は10万円以上となります。
- (6) 原則として、融資対象住宅について、物件検査を受け、適合証明書を金融機関に提出する必要があります。また、物件検査の費用はお客さまの負担であり、適合証明機関により異なります。

- (7) この住宅ローンの団体信用生命保険には、「新機構団信（一般）」、「新機構団信（夫婦連生）」及び「新3大疾病付機構団信」があり、いずれかを選択し、ご加入いただけます。また、加入後の変更はできません。  
なお、健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合は、死亡・身体障害状態などお客さまに万一のことがあっても団体信用生命保険の保障を受けることはできません。
- (8) 長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅が対象となり、適合証明機関から発行される適合証明書において、「フラット35Sを適用する基準」が「特に優良な住宅基準（金利Aプラン）」における「耐久性・可変性」の項目に適合している等により、長期優良住宅であることの確認が必要です。
- (9) 融資対象住宅の譲渡と併せて、当該融資対象住宅を譲り受ける人に債務を承継させることができます。ただし、債務の承継については機構における審査が必要であり、審査の結果によっては、債務の承継が行えない場合があります。

2. 取次業務の委任について

※申込手続き等の取次業務を委任及び委任先への審査結果の通知に同意される場合にご記入ください。

私（連帯債務者を含みます。）は、【フラット35】長期固定金利型住宅ローン（機構買取型）の申込みに係る手続等の取次業務を次の事業者（以下「委任先」といいます。）に委任することとし、株式会社ジェイ・モーゲージバンク（以下「貴社」といいます。）がこの住宅ローンの申込みに係る審査結果を委任先に対して通知することに同意します。

- (1) 取次業務を委任する不動産会社又は建築請負会社名

|  |
|--|
|  |
|--|

- (2) 取次業務を委任する貴社の代理店又は取次店名

|  |
|--|
|  |
|--|

また、私（連帯債務者【フラット35】つなぎローンを利用する場合の連帯保証人）を含みます。）が、JMBフラットプラスローン又は【フラット35】つなぎローンを利用する場合には、上記の委任先の取次業務を委任することとし、貴社がJMBフラットプラスローン等に係る審査結果を委任先に対し通知することに同意します。

以上

(平成30年6月8日制定)